

## 10. 居住系サービスの充実について

今回の介護保険制度改正では、高齢期の住み替えニーズに対応し、自宅や施設以外の多様な住まいの選択肢を用意する観点から、介護保険の対象となるケア付き高齢者居住施設である特定施設の範囲拡大を図るとともに、高齢者居住施設における入居者保護の観点から、老人福祉法を改正し、有料老人ホームについて、定義の見直しや、情報開示や一時金の保全措置の義務付け等の措置を講じることとしたところである。

これらの内容については、平成17年2月18日の全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議、平成18年1月25日の全国厚生労働関係部局長会議でお示しし、具体的な内容は、厚生労働省令等で定めることをお伝えしてきたところであるが、今般その内容の方針を定めたのでお示しする。

### (1) 特定施設の範囲の拡大

特定施設の範囲については、これまで有料老人ホーム及び軽費老人ホームであったが、これらに加え、次のすべての要件を満たす高齢者専用賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）（以下「高齢者居住法」）による登録住宅）であり、かつ、都道府県知事に届け出たものについても対象とする。

- ① 各戸の床面積が25㎡（居間、食堂、台所等が共同利用のため十分な面積を有する場合は18㎡）以上であること
- ② 各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えること。ただし、共同利用のための適切な台所、収納設備又は浴室を有する場合には、住戸内に台所、収納設備又は浴室を有することを要しない。
- ③ 前払い家賃を徴収する場合には、高齢者居住法に基づく保全措置を講じていること。
- ④ 居住者に対して、介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している高齢者専用賃貸住宅であること。

## (2) サービス提供形態の多様化

早めの住み替え型の住まいに関しても、より柔軟に対応できる外部サービスの活用を念頭においた、サービス類型を「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」として新たに設定することとしているが、基準・報酬の概要は別紙のとおり。

## (3) 有料老人ホームの規定の見直し

### イ. 有料老人ホームの定義規定の見直し（老人福祉法第29条第1項）

有料老人ホームの定義について、人数要件について廃止するとともに、「食事の提供」、「入浴、排せつ又は食事の介護」、「その他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの」のいずれかのサービスを提供する事業を行う施設を有料老人ホームの対象とすることとしている。

この厚生労働省令では、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」を定めることとしている。

したがって、入居者である高齢者の人数に関わらず、入居者に対して、①食事の提供、②入浴、排せつ又は食事の介護、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のうち、いずれかのサービスを提供していれば有料老人ホームに該当することになる。

上記要件に該当するものは、既存のものも含めて有料老人ホームとしての届出が必要であることについて周知徹底を図るとともに、例えば、事業者に対して、期間を定めて届出を勧奨するなど、指導を徹底することをお願いしたい。また、廊下の幅員等が指導指針に適合しないことを理由に有料老人ホームの届出が行われない場合があるが、指導指針に適合しなくとも届出義務があることに留意されたい。

なお、有料老人ホームの定義から除外される施設としては、「老人福祉施設」、「認知症高齢者グループホーム」のほか、高齢者専用賃貸住宅のうち、上記(1)の①から④のすべての要件を満たすものを厚生労働省令で定めることとしている。これにより、高齢者専用賃貸住宅のうち一定の居住水準等（上記(1)の①から④の要件）を満たすものについては、特定施設の対象とするとともに、有料老人ホームの定義から除外することとなる。この有料老人ホームの定義から除外される高齢者専用賃貸住宅については、

上記（１）の都道府県知事への届出は不要である。

ロ．帳簿の保存（老人福祉法第２９条第３項）

有料老人ホーム設置者には、帳簿の保存が義務付けられるが、その方法・帳簿の内容は、厚生労働省令により次のように定めることとしている。

①帳簿の保存期間

作成の日から２年とする。

②帳簿に記載する事項

- ・一時金、利用料等、入居者が負担する費用の受領の記録
- ・入居者に提供したサービスの内容
- ・緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合の、その態様、時間、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由
- ・サービスに関する入居者や家族からの苦情の内容
- ・サービス提供により事故が発生した場合のその状況、処置の内容
- ・サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項、業務の実施状況

ハ．情報開示の義務化（老人福祉法第２９条第４項）

有料老人ホームの設置者には、情報の開示が義務付けられるが、その方法・情報開示の事項は、厚生労働省令により次のように定めることとしている。

①情報開示の事項

情報開示の事項として、有料老人ホームの設置の届出時の届出事項の一つとされている、「施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項」（老人福祉法施行規則第２０条の５第１４号）とする。

なお、これらの事項の記載の標準様式を、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」によりお示ししているところであるが、当該標準様式を改正し、今回の介護保険制度改革により導入される情報公表制度の特定施設入居者生活介護に係る基本情報項

目の標準様式と同様のものとする予定である。

## ②情報開示の方法

①の事項を書面により交付するものとする。

## 二. 一時金の保全措置（老人福祉法第29条第5項）

有料老人ホームについては、平成18年4月以降設置されるものについて、一時金の保全措置が義務付けられるところであり、その保全の範囲や保全の方法等については、厚生労働省令・告示により次のように定めることとしている。

### ①保全措置の対象となる費用の内容

家賃のほか、厚生労働省令で定める費用を保全措置の対象とすることとしているが、厚生労働省令では、いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃、施設の利用料、サービスの供与の対価として収受するすべての費用が、一時金保全措置の対象となることを定めることとする。ただし、家賃6ヶ月分に相当する額を上限とする敷金は対象外とする。

### ②保全の範囲

500万円か返還債務残高かいずれか低い方（以下、「保全金額」）を保全の範囲とする。

### ③保全の方法

保全金額を次のいずれかの方法で保全することを義務付けることとする。

(i) 保全金額の供託所への供託

(ii) 銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証

(iii) 指定格付機関による特定格付（※）が付与された親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証

※「企業内容等の開示に関する総理府令第9条の4第4項第1号ホに規定する格付け機関及び格付を指定する件」（平成7年大蔵省告示第222号）に位置づけられた格付機関及び当該格付機関ごとの格付けのことをいう。

(iv) 返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を

保険事業者がうめることを約する保証保険

(v)民法34条により設立された法人との間の保全のための契約で(i)から (iv)に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの

なお、(社)全国有料老人ホーム協会の入居者基金制度については、上記(V)の中の一つとして、該当しうると考えている。

また、老人福祉法では、18年4月以降設置される施設について、保全措置の義務づけの対象としているが、法律上義務づけの対象となっていない施設についても、個別の状況に応じて保全措置を講じることに努めるよう、指導されたい。

#### ホ. その他

老人福祉法改正による有料老人ホームの規定の変更等を踏まえ、「有料老人ホーム設置運営指導指針」のうち、主に次の事項について、規定を変更することとしている。

- 契約締結日から起算しておおむね90日以内の契約解除の場合について、前払金の全部を利用者に返還すること。
- 老人福祉法に規定する一時金の保全措置が義務付けられていない有料老人ホームであっても、適切な保全措置を講じるよう努めること。
- 有料老人ホームの表示事項として、外部サービス利用型特定施設である場合には、その旨を明示すること。
- 重要事項説明書の標準様式を改正し、情報の公表制度の特定施設入居者生活介護に係る基本情報項目の様式と同様のものとする。

「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の基本的な仕組み

1. 基本的な考え方

- 要介護者が徐々に増えていく場合において柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、「特定施設入居者生活介護」の新たな類型である「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」として、現行のようにすべてのサービスを当該事業者の従業者が提供するという形態ではなく、次のようなサービス提供形態を可能とする。
  - ① 生活相談や介護サービス計画の策定、安否確認の実施は特定施設の従業者が実施し、
  - ② 介護サービスの提供については、当該特定施設が外部のサービス提供事業者と契約することにより利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行う。
  
- また、この場合において、特定施設を運営する事業者が、特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けることとし、委託先となる各介護サービス事業者とは事業所ごとに文書により契約する。
  
- 特定施設入居者生活介護事業者と各介護サービス事業者の分担は次のとおり。
  - ・ 特定施設入居者生活介護事業者の従業者が実施する業務は、①生活相談、②介護サービス計画作成、③安否確認、④外部の介護サービス事業者（訪問介護事業者等）との契約による介護サービス提供体制の確保。
  - ・ 各介護サービス事業者は、特定施設入居者生活介護事業者が作成する介護サービス計画に基づき、入居者にサービスを提供。
  - ・ 報酬の請求・受領は、特定施設入居者生活介護事業者が行う。各介護サービス事業者は、委託契約に基づき、特定施設入居者生活介護事業者から委託料を受け取る。

## 2. 基準の概要

### <人員配置>

- ・管理者 1 (常勤)
- ・生活相談員 100 : 1 (常勤)
- ・介護職員 10 : 1 (要支援者に対しては30 : 1)
- ・介護支援専門員 1以上 (100人ごとに1人を標準) (常勤)

※常に1人以上配置を条件に兼務可 (宿直時間帯は宿直勤務可)

### <設備に関する考え方>

- 浴室、便所及び食堂を設けること。ただし、居室の面積が25㎡以上の場合には、食堂を設けないことができる。
- 居室は、原則として個室とすることとし、非常通報装置を設けること。

### <運営に関する考え方>

- 業務を委託する旨の契約は事業所ごとに文書により締結すること。
- 業務を委託する居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者の指定を受けていなければならないこと。
- 委託の対象となるサービスの種類は、
  - ・訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、認知症対応型通所介護とすること。

※訪問介護、訪問看護、通所介護については必ず確保すること。
- 定期的に、委託した居宅サービス事業者の業務の実施状況について確認し、記録しなければならないこと。
- 当該特定施設事業者は、委託したサービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が介護サービスを提供した場合には、提供した日時、時間、サービスの内容等を文書により報告させなければならないこと。

※上記以外の基準については、基本的に従来の特設施設入居者生活介護と同様。

### 3. 報酬の概要

- 介護保険給付対象のうち、
  - ① 特定施設内で実施する分（生活相談・計画作成・安否確認）については、基本サービス部分として、一日当たりの定額報酬とし、
  - ② 実際の介護サービス実施に係る部分については、一定の限度額を設けた上で、加算部分としてサービスの提供に応じて出来高で積み上げる。

#### <基本サービス部分の報酬>（1日当たり）

介護給付	84単位/日
予防給付	63単位/日

#### <各サービス部分の報酬>

##### ◇介護給付

- イ 訪問介護
  - ・身体介護 90単位/15分  
(1時間30分以上の場合、540単位 +  $n \times 37$ 単位 :  $n = 1 \sim$ )
  - ・生活援助 45単位/15分  
(1時間30分までの評価)
  - ・通院等乗降介助 90単位/1回
- ロ 他の訪問系サービス及び通所系サービス  
→通常各サービスの基本部分の単位の90/100の単位
- ハ 指定福祉用具貸与  
→貸与額を適用 (対象品目・対象者も通常のサービスと同様)

##### ◇予防給付

- イ 訪問系サービス及び通所系サービス  
→通常各サービスの基本部分の単位の90/100の単位
- ロ 指定福祉用具貸与  
→貸与額を適用 (対象品目・対象者も通常のサービスと同様)

※訪問介護・介護予防訪問介護は、介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者又は2級課程修了者によるサービス提供に限る。

※訪問看護・介護予防訪問看護は、保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービス提供に限る。



※介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護については、選択的サービスの部分（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）の加算を可能とする（加算額は通常の各サービスの加算額の90/100）。

#### <限度単位数>

基本サービス部分＋出来高部分の合計単位数（1月当たり）

経過的要介護	6,505単位／月
要介護1	16,689単位／月
要介護2	18,726単位／月
要介護3	20,763単位／月
要介護4	22,800単位／月
要介護5	24,867単位／月

※予防給付は、居宅サービスの区分支給限度額を適用。

#### 4. その他

- 養護老人ホームが、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合については、外部サービス利用型でなければならない。